

# 保存修理の社会学

第1回

## 保存修理に見出す新たな役割

### 1 はじめに

木造の建造物が、文化財としての価値を失うことなく適正に保存されるには、経験的に約一〇〇年毎の根本修理が必要とされます。根本修理とは建物の不同沈下や木組みの緩み、木部の腐朽などにより、建物の構造を成す柱、梁、桁、貫等にまで破損が進行した場合にとる修理方法です。部材を一つ一つ取り外し、傷んだ箇所の補修や取り替えを行った後に、組み直すという手法がとられます。

文化財建造物の保存修理は、高度な技術・技能に基くものであり、技術面が重視されてきました。近年では、保存修理に積極的な意味をもたせ、特に根本修理という千載一遇の機会を文化財保護意識の向上やまちづくりに活かしたいとする考えが高まりつつあります。

### 2 修理現場の一般公開

その一つが修理工事現場の一般公開です。根本修理のような大規模な保存修理を行うにあたっては、修理中の建造物を保護するために「素屋根」と呼ばれる仮設の覆い屋が建設されます。そのため、修理中の様子が一般の目に触れる機会はありません。

保存修理の一番の目的は文化財の価値の維持にあります。現場の設計・監理技術者（以下、主任技術者）には、調査、設計、施工監理、

記録作成という一連の作業を工程に従って適確に行うことが求められますし、施工に携わる技能者には緻密な狂いのない手作業が要求されます。主任技術者や技能者が集中できる労働環境を確保するため、これまで修理現場の一般公開は必要最小限で行われてきたと言えるでしょう。

また、現場を公開するには、パンフレット作成や、見学者の安全確保（ヘルメットの用意や足場強化等）が必要で、費用負担や安全対策などに周到な準備を要します。

しかし、近年、文化に対する社会の関心が深まり、地域における文化財の位置づけが追求される中で、より深く地域の財産を知りたいという一般の要望が高まってきました。加えて、伝統技術が日常生活の中から姿を消しつつある中で、保存修理工事現場は伝統技術に触れ、その価値を再認識できる貴重な場所として捉えられています。

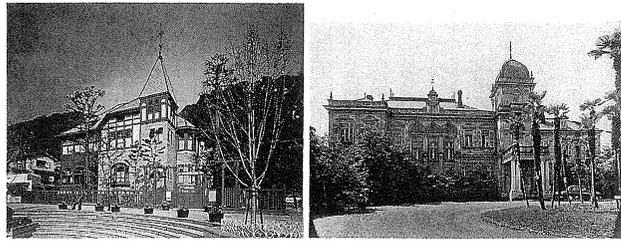
文化財が集中する滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県では、平成一〇年に各府県教育委員会や文化財所有者等が協力し、文化財保護強調週間（十一月一〜七日）を中心に「見て、知る、伝統技術」として指定文化財建造物の修理工事現場や修理完了の建造物、合計一一件の公開を一齐に行いました。

平成二二年一〇〜二一月には、文化財保護法施行五〇周年記念行事として、勸文化財建

造物保存技術協会により国宝・重要文化財建造物保存修理工事現場二〇箇所と特別史跡整備現場二箇所の公開が特別記念講演と併せて催されました（連載第二回予定）。

### 3 地域社会と保存修理事業

文化庁では国庫補助による保存修理事業の実施にあたり、所有者・管理団体に、自治体や主任技術者等と協力して修理後の管理・活用のあり方を見直すよう強く推奨しています。



写真右 重要文化財旧岩崎家住宅主屋（東京都台東区）  
文化庁が所管する重要文化財岩崎家住宅では平成3年度より主屋、和館、撞球室の保存修理を順次実施している。修理工事の様子も含め、平成6年より毎週金曜日（祝祭日を除く）に一般公開を行っている（申込問合せ先：文化庁建造物課庶務係、☎03-3581-4211）。

写真左 重要文化財旧トーマス家住宅（兵庫県神戸市）  
旧トーマス家住宅は重要伝統的建造物群保存地区の中に建ち、神戸市の観光名所の一つとなっている。平成7年の兵庫県南部地震により外壁に亀裂が生じ、煙突が落下するなどの被害を受け、災害復旧工事（平成7〜8年度）では足場を囲うシートに建物の原寸大写真を貼り、訪れる人々に配慮した。

### 4 保存修理のマネジメント

これらの取り組みにおいては、地元市町村の文化財担当者や主任技術者が、忙しい最中をぬって企画・実施している場合がほとんどです。これが保存修理現場の公開を積極的に成し得ない一つの要因となっています。

平成二二年一〇月に兵庫県文化財保護審議会が県教育委員会に「二一世紀における兵庫県の文化財行政について」と「循環型社会における歴史文化遺産の活用方策について」を建議しました。その中にヘリテージ・マネジャー制度の創設が提言されています。

ヘリテージ・マネジャーに期待される役割の一つに、文化財所有者の身近で修理、管理、活用に係る助言を行い、歴史文化遺産を活用

したまちづくりやマネジメントを担うことがあげられます。これは、地域にとって文化的な価値を有する遺産を日々の生活との関連の中で活用し、まちづくりに活かそうとするものですが、こうした制度の実現により、文化財の取り扱いに係る考え方や知識、技術が広く普及し、指定有形文化財建造物の修理でもソフト面からそれをプロデュースし、まちづくりに活かしていく豊かな人材と多様な取り組みが現れてくるのが期待されます（連載第五回予定）

### 5 おわりに

本号より六回にわたり「保存修理の社会学」を連載します。根本修理のような大規模な保存修理の実施においては、文化財建造物の価値の維持」という行為の結果だけが示されるのではなく、その過程を社会と共有する仕組みをつくることで、文化財を我々の生活により深く位置づけ得ることが、近年、実践的に示されるようになってきました。

保存修理現場公開に寄せられた見学者からの声や、重要文化財（建造物）保存修理事業の実施と併せて地域社会と文化財との関わりを模索してきた事例を見る中で、文化財修理の果たし得る新たな役割について考察していきたいと思えます（連載第六回総括）。

（文責：建造物課修理企画部門・下間久美子）

# 保存修理の社会学

## 第2回

### 文化財修復現場の一斉公開を終えて

(財)文化財建造物保存技術協会企画室長 近藤光雄

#### 1 はじめに

(財)文化財建造物保存技術協会では、昨秋、文化財保護法50年記念協賛事業として、国宝・重要文化財建造物修理現場等の一斉公開を、特別講演会と併せて実施した。

歴史的建造物の建築技術や材料は、建設あるいは修理当時の文化、経済等その時代の社会の記録を内包するものである。

どのような建造物であっても、その健全さを維持するためには、定期的な修理が求められる。文化財建造物では、一〇〇〇〜一五〇〇年周期で根本修理が行われている。

根本修理は、解体調査を通してその内包された歴史的記録を解説できる貴重な機会でもある。今回の保存修理現場一斉公開は、この機会を文化財関係者だけではなく、一般の方々にも共有していただきたいという考えから、「千載一遇、歴史をひもとく瞬間がここにある……」をキャッチフレーズに、全国規模の事業として展開した。

#### 2 一斉公開の実施の要領

一斉公開は、国宝・重要文化財建造物の根本修理を実施している二〇現場（一九都道府県）と、特別史跡の復元整備を行っている二現場（二県）を対象に行われた。平成十二年一月一日〜一月十九日を実施期間とし、

各現場でこの期間中の休日（一〜四日の公開日）を設定した。

いずれの現場でも、素屋根内部の足場に上がって修理中の様子を見学してもらうことから、安全性を考慮し、一回の参加人数を三〇〜五〇人に限定せざるを得なかった。人数制限は極めて重要な条件であるため、往復乗書による事前申し込みとした。

二現場のうち一現場では、その現場に相応しいテーマを設け、専門の講師を招いて特別講演会を行った。

実施にあたっては、当協会の中に文化財保護法50年記念協賛事業実行委員会を設置し、各文化財の所有者及び関係市町村教育委員会と共催した。また、文化庁、関係都道府県教育委員会、(社)全国国宝重要文化財所有者連盟の後援と、多くの施工者の協賛を得た。

#### 3 公開にあたっての工夫

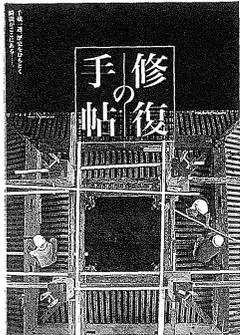
所有者や市町村教育委員会で主催する保存修理現場見学会は、これまでも随時行われてきた。当協会の技術職員も講師や説明者として協力を行ってきたところである。この場合、工事の進捗状況を見ながら時期やテーマが設定でき、比較的準備がしやすかった。

今回は、一斉公開であったため、現場は、着手したばかり、解体中、竣工直前等、様々な進み具合であった。中には、解体工事が完

了したばかりで、部材が全て保存小屋に格納されていた現場もあった。

公開時期が必ずしも理想的ではないという状況を克服する必要がある、各現場では、「わかりやすい」をモットーに様々な工夫を凝らした。事業概要の説明、建造物の紹介、解体調査より得た知見等の展示はもちろんのこと、実演や参加型の催しも行った。

例えば、工程がわかるように石置き屋根の一部を予め組み立てておき、使用する材料や



重要文化財国分寺金堂保存修理工事(山口県)の現場公開における実演の様子

文化財保護法50年記念協賛事業実行委員会では、一斉公開の成果を「修復の手帖」としてまとめ、実費で販売している(問い合わせ先:(財)文化財建造物保存技術協会企画室、☎03-5800-3391)。

工具を併せて展示した。また、鍮鉋や手斧による木部加工、屋根板の板割、昔の工具による石の加工等が実演された。復原瓦の製作、彫刻の摺拓本等については、実際に参加者に体験してもらった。

#### 4 アンケート結果から

実施直前の地方自治体の広報や地元メディアの呼びかけもあり、参加者は予想を大きく上回り、総数で八〇〇〇人を超えた。そのうち四五〇〇人からアンケートの回答があった。集計結果からは、地元からの参加が多く、年齢は五〇〜六〇歳代、男女の比率は半々であることがわかる。職業では無職(一七%)、会社員(二六%)が大きな割合を占めた。

しかし、現場ごとに見ると、公開建物によって参加者の年齢や職業に差が現われる。例えば、自由学園明日館(東京都)、山口県旧県会議事堂、旧長崎税関下り松派出所等の近代洋風建築では、際立つて年齢層が若くなり、職業も学生や建築設計者の割合が多かった。

特に山口県旧県会議事堂では両者で参加者の四割以上を占め、実質的には現場公開が研修の場として機能したと言えよう。このような現場では、むしろ、専門的・技術的な面での説明にやや不足があったかもしれない。

広報に関しては、主催者側でポスター、パンフレット(一〇%)に力を入れたつもりで

あったが、地元自治体の広報(二九%)、地元新聞(二六%)のほうはるかに効果的であったことがわかる。

総じて見れば、説明会は良かった(九〇%)、機会があればまた参加したい(八五%)と一斉公開は大変な好評を博し、実演や参加型の催しについても好意的な評価を得た。

「文化財保護に関する社会の理解の向上」という一斉公開の目的は達成されたと思われるが、このアンケート結果からは、修理現場の公開に対する社会の強い要望が潜在的に存在していたことを窺うことができた。

#### 5 おわりに

「機会があればまた参加したい」、この項目につけられた丸には、二重丸、三重丸のものが多く含まれていた。これを社会からの大きな期待と受けとめ、当協会では今後も、この経験を踏まえて、保存修理現場の公開を推進していきたいと考えている。

無事故で一斉公開を完了することができ、主催者として大変安堵している。これは文化財所有者の方々をはじめ、休日に熱心にご協力くださった関係市町村教育委員会、安全確保に努められた請負施工者、ボランティアの方々等、多くの善意と支援の賜物である。文化庁、関係都道府県教育委員会の後援と共に、全関係者にこの場を借りて深く感謝したい。

# 保存修理の社会学

## 第3回

### 保存修理を通して 地域ぐるみで文化財のあり方を考える —八日市場市教育委員会(千葉県)の取り組み—

八日市場市教育委員会社会教育課副主査 實川 理

#### 1 はじめに

千葉県八日市場市では、平成九年一月一日から重要文化財(建造物) 飯高寺講堂・総門の保存修理事業が実施されている(平成一四年一月末竣工予定)。境内で最も大きな建物である講堂については、明治三十六年の根本修理から実に九四年ぶりの大修理となる。

今回の平成の大修理が一〇〇年に一度あるかないかの根本修理であることから、八日市場市教育委員会(以下、市教委)では、その「時」に巡り合えた幸運を市民と分かち合うべく、積極的に修理現場の公開やシンポジウムを開催してきた(表参照)。

#### ■保存修理工事現場の公開

|               |                           |
|---------------|---------------------------|
| 平10年8月8日      | 地元住民(20名)                 |
| 平11年11月27日    | 市職員(24名)                  |
| 平11年12月11・18日 | 第1回現地説明会                  |
| 平12年1月8・22日   | 計4回(延382名)                |
| 平12年10月21・22日 | 第2回現地説明会(文化財保護法50年記念協賛事業) |
| 平12年11月11・12日 | 計8回(延373名)                |
| 平13年4月14・15日  | 第3回現地説明会<br>計4回(延237名)    |

#### ■シンポジウム

|           |           |
|-----------|-----------|
| 平11年2月6日  | 第1回(172名) |
| 平12年1月29日 | 第2回(106名) |

#### 2 修理現場の公開とシンポジウムの開催

現場公開では、見学者全員に工事概要を説明した後、班分けした見学者を市教委職員と設計監理者である(財)文化財建造物保存技術協会(以下、文建協)職員とが現場に引率して工事の解説を行った。現場では実物を見ながら見学者と説明者が直接やりとりし、お互いに止揚しながらより良く文化財建造物を理解できたと考えている。

安全面等から見学者数に定員を設けたが、リピーターも多く、新たな見学者希望者を受け入れるべく、継続して公開する予定である。

二回のシンポジウムは、修理工事概要の説明の後、飯高寺ご住職、文建協技術職員、現場棟梁、国・県・市の行政担当者やパネリストとして今後の活用に関する討論を行った。

第一回シンポジウムは木工技術者による手斧ハツリ(束柱の表面削り)の実演と、文化庁文化財調査官による「人を生かす文化財をめざして」と題する講演が会を盛り上げた一方、参加者を変えた全体討論にまで至らなかったことが課題として残った。

第二回目は、スライドを使用しての工事報告、屋根とち葺き(板葺き)の実演の後、全体討論を行った。所有者や国の文化財担当者と直接意見を交換できる場となったためか、

予想以上に地元の方々を中心に発言があった。日常的な管理を含めた所有者としての責任、建物を活用する上での制限に関する国の考え方、境内の自然(飯高檀林の森)として千葉県郷土環境保全地域に指定)を守りながら楽しむためのルールづくりなど、今後の保護と活用を考える上での方向性が示された有意義なシンポジウムであった。

#### 3 今後の活用に向けて

飯高寺講堂では、既にユニークな活用が実践されている。平成元年から始まった「飯高檀林コンサート」がそれであり、毎年秋に内

外の新進気鋭の音楽家を招いて行われる。

コンサートは講堂の広縁をステージとし、講堂、鼓楼、鐘楼等の文化財建造物に囲まれた空間を客席(約千人分)として仮設の音楽会場が設けられる。このコンサートは、保存修理工事のため中断しているが、完了後、平成一五年から再開する予定である。

これに加え、市教委では、シンポジウムで確認された講堂を広く活用していくことへの強い要望に応えるべく、この歴史的な建築を学問所として再生することを考えている。

日蓮宗の学問所として始まる飯高寺(飯高檀林)は、明治五(一八七二)年の学制発布により、明治七(一八七四)年に廃檀となる。今回の保存修理では、解体調査の結果から建築当初の形式やその後の改変が明らかとなり、廃檀後の改造である寄棟造・鉄板葺屋根を入母屋造・とち葺屋根に復原するなど、建築当初の姿に戻すための変更が加えられる。

学問所の再生とは、講堂が本来の姿に戻るのなら、その当初の用途、すなわち「学舎」として活用できたら素晴らしいのではという発想に基づくものである。

例えば「檀林大学」の開校が考えられる。自然や文化及びそれらの継承をテーマとした講義を年四回程度行い、その受講者への単位の授与、規定の単位取得者への講師依頼等々、

#### 4 おわりに

飯高寺境内には近世初頭の檀林建築が群として残り、四棟が重要文化財建造物に、境内全体が県史跡(附指定の建造物三棟を含む)に指定されている。檀家を持たない飯高寺を支え、こうした貴重な文化遺産を守ってきたのは地域の住民であり、この密接な関係を未来に継承していくことが肝要である。

地域の人々の参加意識を鼓舞する中で、地域の生活と密着した活用のあり方をいかに作りあげていくことができるか。文化財建造物の修理等に加え、地域ぐるみの保護と活用を継続していくシステムやメカニズムの構築が、今後の文化財保護行政にとっては非常に重要と思われる。

広い視野を保ちながら、また、飯高檀林コンサートを経験に学びながら、飯高寺とそれを取り巻く地域との関係を未来に伝えたい。

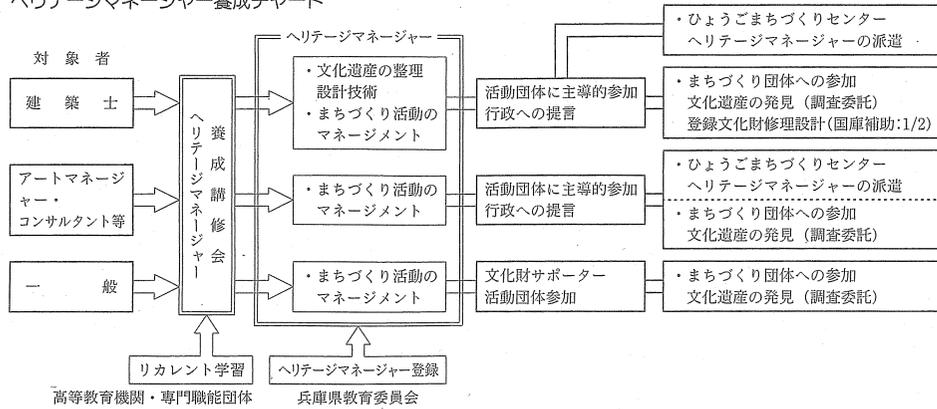


第7回飯高檀林コンサート(平成7年実施):メインステージの講堂広縁に向う奏者。後ろに写るのは飯高寺鐘楼(重要文化財)。



第1回シンポジウム(平成11年2月6日実施):休憩時間を利用しての手斧ハツリの実演

ヘリテージマネージャー養成チャート



- ① 建造物の歴史的、文化的、社会的な価値の評価(まちづくりに利用可能な歴史的建造物や登録文化財候補物件の発見・提案等)
- ② 保存、整備、活用の計画策定(法制度との整合、融資や助成等の活用、設計案の作成、広域的なまちづくりとの整合等)
- ③ まちづくりへの参画(関係者間の意見調整、歴史的建造物の定期的な診断、まちづくり

4 ヘリテージマネージャーの養成

これらの方策を具現化していくにあたって求められるのが、以下のような資質を備えたヘリテージマネージャーである。

① 建造物の歴史的、文化的、社会的な価値の評価(まちづくりに利用可能な歴史的建造物や登録文化財候補物件の発見・提案等)

② 保存、整備、活用の計画策定(法制度との整合、融資や助成等の活用、設計案の作成、広域的なまちづくりとの整合等)

③ まちづくりへの参画(関係者間の意見調整、歴史的建造物の定期的な診断、まちづくり

5 おわりに

建造物を対象にヘリテージマネージャー制度の導入を検討しているが、将来は他分野の文化遺産にも制度の枠組みを広げていければと願っている。

〈注〉兵庫県では「まちづくり基本条例」を平成十一年三月に制定。これと併せて(財)兵庫県都市整備協会上「ひょうごまちづくりセンター」を設置し、まちづくりを行う住民団体に対し、専門家の派遣や活動費の助成を行っている。

保存修理の社会学

第4回

ヘリテージマネージャー制度

兵庫県教育委員会文化財行政室文化財係長 村上裕道

1 はじめに

兵庫県教育委員会(以下、県教委)では、身近な歴史文化遺産を活用したまちづくり活動の推進に資するため、「ヘリテージマネージャー(歴史文化遺産活用推進員)」の養成を、本年度より開始する計画である。

2 ヘリテージマネージャー導入の経緯

平成七年一月の阪神・淡路大震災で多くの文化遺産が被害に遭った。県教委では、これらの喪失が文化の基底をなす精神風土にも影響を与えることを危惧し、指定文化財に加え、地域社会に重要な未指定の歴史的、文化的建造物に対しても復旧支援を行った。この時に修復専門技術者の不足が強く認識された。

平成一一年度には、県の震災対策国際検証事業として『歴史遺産の復旧等地域文化をめぐる課題とあり方』が検討され、所有者や利用者の立場を考慮したマネージメント能力を支援者が備えるべきとの提言がなされた。

こうした背景の下、県教委は平成一二年三月、県文化財保護審議会に「二一世紀における兵庫県の文化財行政について」を諮問し、同年一〇月に「循環型社会における歴史文化遺産の活用方策について」の建議を受けた。ヘリテージマネージャー制度の導入は、この建議の中で謳われたものである。

3 21世紀「目指すべき主な方向性

身近な歴史的建造物をゆるやかに保護するための登録文化財制度が文化財保護法に導入されて四年が経過する。登録件数は二一九〇件(七月三日現在)を数え、うち兵庫県では六九件である。歴史的建造物の保存・活用への関心はかつてない高まりを見ている。

しかし、県下の登録状況を見ると、登録文化財の所在が一部地域に偏在するなど、制度が社会全体のコンセンサスを得て普及しているとは言い難い。このような現状分析に加え、国内外の関連する調査研究成果を参考に、建議では次のような方策が示された。

〈社会における「修理」の定着〉

欧米では文化財建造物の登録数が九〇万件に届く国もあり、建設業界に修理市場が成立している。日本でも修理による建築の継承を社会に根付かせることが肝要である。登録文化財の増加や設計管理費国庫補助の活用推奨等、修理の市場拡大に繋がる諸活動の促進策を県教委でも講ずるべきである。

〈総合的施策への発展〉

歴史・文化と地域商工業・観光など、関係部門間の連携強化に努め、総合的な施策の発展に繋げるべきである。

〈地域文化の一体性への配慮〉

文化を活かした地域づくりに対し様々な支

活動団体への助言等

県教委としては、具体的に、「歴史的建造物の発見や修理のできる建築士」「歴史的建造物をまちづくりに活用できるコンサルタント」「歴史的建造物を活かした諸活動の支援者である一般の人や学生」の育成を想定し、ヘリテージマネージャー養成講習会の基本的な運営方法を確立し、今秋には講習会(月二回・六ヶ月)の開催を試みる計画である。

現在は、養成講習会の学習内容調査委員会を設けて科目等を検討しているところである。また、受講修了者の登録や登録者の派遣等の支援により、ヘリテージマネージャーがその能力を余すことなく発揮できる環境の整備をも推進し(図参照)、循環型社会の一つのモデルを築き上げていきたい。

# 保存修理の社会学

## 第5回

### 活きた芝居小屋への再生 重要文化財八千代座の保存修理工事を振り返って

(財)文化財建造物保存技術協会 賀古唯義

#### 1 八千代座の復興

八千代座は、明治四三(一九一〇)年建設の芝居小屋である。商都山鹿の娯楽の殿堂として繁栄したが、テレビの普及で客足が遠のき、昭和四〇年代後半には廃屋同然となった。立ち腐れを待つ有様に心を痛めた市民が活発な保存運動を展開し、昭和六三年に重要文化財(建造物)に指定された。応急修理を施した八千代座は、市民の手作りイベントに始まり、坂東玉三郎公演等で注目を浴びた。平成七年度の見学者数は四万八〇〇〇人を数え、山鹿の象徴的存在としての復興を果たしたのである。

#### 2 活きた芝居小屋への再生

平成八年七月、国庫補助事業として八千代座の半解体修理が開始された。廃屋時代の雨漏りで建物の骨格に腐朽と蟻害が進行し、構造的に危険な状態となりつつあったのである。八千代座は山鹿市が所有し、市教育委員会文化課(以下、文化課)が管理する。保存修理における山鹿市の方針は明快であった。八千代座を『活きた芝居小屋』として再生すること、これに尽きる。文化課では全体整備計画を用意し、保存修理工事と併せ、市予算で舞台設備や新しい楽屋の建設を行った。

文化財保護行政を担う文化課では、またこの機会を文化財保護意識の向上に繋げるべく、保存修理工事着手前から現場公開体制やそのための施設について検討を行っていた。

#### 3 現場公開の背景と実施方法

文化課が構想した現場公開は、結果として当初の目的に加え、修理中に観光客を繋ぎ止める措置として不可欠なものとなった。保存修理期間中、集客力のある八千代座を閉じるのは地元経済にとって大きな痛手であった。この期間に客離れを起こすことへの不安も大きかったと言える。

工事の素屋根の中には、山鹿市の予算により、いつでも現場見学ができる展望ステージ(有料)が設けられた。見学者用のヘルメットが用意され、見学者には必ず係員が付いて説明をした。文化課の職員も案内にあたった。また、工事内容のパンフレットを作成し、見学者や旅行業者などに配布した。

より詳しく八千代座を知りたい人のためには、定期的に市民見学会を実施した。これは、スライドによる工事進捗説明と現場見学会を組み合わせたもので、実施にあたり設計監理者と工事請負者が全面的に協力を行った。

#### 4 現場公開の実績

展望ステージが稼動した二年九ヶ月間の見学者数は延五万八〇〇〇人に達した。これは工事前八年間の年平均有料入場者数二万九〇〇人に匹敵する。もはや、保存修理工事を単純に「客が離れるマイナス要因」と決めてかかることはできないであろう。

市民見学会は年八回のペースで、全三五回実施した。参加者は延三〇〇〇〇人を越え、半数は「常連さん」であった。この常連さんは社会の様々な分野で「広報紙」となり、陰に陽に保存修理事業の遂行を助けてくれた。こうした人々が今後の八千代座を根強く支えて行くのだと思う。

#### 5 保存修理に対する理解の促進

山鹿市では、工事着手前には誰もが、平成一二年一〇月の熊本国体までに修理が完了し、八千代座を会場として使用できるものと期待していた。しかし、事業途中に工期が延長され、それが危ぶまれる状態となった(注)。

文化財建造物の修理は、解体調査の結果を反映して、補修、復原、構造補強等の方針を決め、設計の大きな見直しを行う。この時に最終的な工事期間や事業費が判明する。

八千代座の場合も同様であった。最終的に工事期間は五年、工事費は活用施設・設備を含めて一〇億五〇〇〇万円(うち、保存修理事業費約七億五〇〇〇万円)に達し、工期、

事業費共に関係者にとっては予想以上の負担となった。

地域社会がこれを受け入れてくれた背景には、現場公開が文化財修理の特殊性を理解する一翼を担ったことがあると思う。

八千代座のように不特定多数が利用する文化財建造物の保存修理においては、様々な立場の意見が出てくる。文化財修理に対する広範な人々の理解は、事業計画や設計案に対する合意形成の基礎となろう。

#### 6 おわりに

八千代座保存修理工事の設計監理に携わる中で、計画的な現場公開及び公開を通して得た人的交流は、工事の実施や情報の整理を行う上での刺激ともなった。

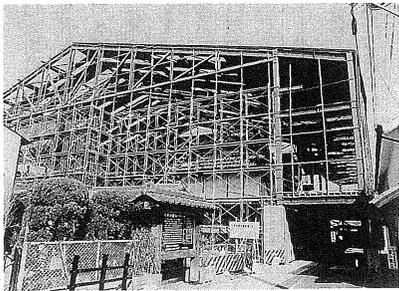
平成一三年五月のこけら落としでは、「工事中の姿を見て、完成したら必ず来ようと思っていました」という多くの声が聞かれた。

保存修理を通してファンを増やした八千代座は、人々の愛着に支えられ、単なる観光名所とは一味違う存在感を発揮してゆくだろう。『活きた芝居小屋』への再生。この保存修理は、再生を担う人々の結節点としての役割を果たしたのではないかと思う。

(注)熊本国体時には、内部に仮床等を設け、工事中の文化財に影響を及ぼさない範囲で使用した。



こけら落としを迎えた重要文化財八千代座



展望ステージ。建物右側、通路の上が展望ステージとなっている。工事の進展に伴い、奥の方へと増設した。収容能力は200名以上あった。

# 保存修理の社会学

第6回  
(最終回)

## 社会学的考察のすすめ

### 1 はじめに

文化財の保存や活用に関し、海外では度々、ステークホルダー(stakeholders)という言葉が用いられる。いわゆる利害関係者である。企業統治を株主(shareholders)のみで行うか、利害関係者としての従業員、取引先、顧客等(stakeholders)との協同行為で行うかが、企業経営に関して大きく取り上げられているが、こうした議論を通して一般化した言葉を、文化財保護に適用しているものと思われる。

これまで文化財建造物の修理は、一般の建築行為とは一線を画した特殊な領域と認識され、その専門に特化した技術者・専門家によって行われてきた。しかし、文化財を取り巻く社会情勢の変化の中で、特に公的な補助を行うような保存修理事業にあつては、納税者である国民全員をステークホルダーとし、文化財の保護を社会との協同行為として行うべきとする考え方が定着しつつある。その表れの一つが、文化財保護法五〇年記念協賛事業として行われた文化財修復現場の一斉公開である(第二回参照)。

### 2 文化財の管理・活用を支えるのは誰か

重要文化財に指定されている民家を事例に、

保護の状況と考え方がどのように変わってきたかを概観してみたい。

〈釘一本も打てない?〉

民家の重要文化財指定は、国土開発や都市開発の中で消え行く民家を守るという緊急性の下に、昭和三〇年頃から始まり、昭和四〇(五〇年代)に指定数を急速に増していった。

有形の所産としての民家は、地域の気候風土に育まれた住宅の歴史を象物として示す資料である。それゆえ、かつての地域社会の様子や人々の生活の変遷を伝えるため、民家に対しても、根本修理の中で旧態を解明して復原する方法がとられた。

しかし、民家の保存においては、大規模な事業的開発だけではなく、生活行為に伴う小さな改修の欲求にも対処する必要がある。復原を基本とする厳格な文化財保護施策と、所有者が望む居住性の確保の間に生じた様々な問題に取り組み中では、従来からの厳格な保護から、所有者の計画的かつ自発的管理に依存する保護への移行が図られてきた。

「重要文化財は所有者さえ釘一本打てない」と囁かれる時代があつた。こうした誤認が生じるほど、重要文化財の取り扱い方法が、所有者をはじめ、一般に理解されていなかったことを真摯に受け止める必要があるだろう。

〈保存の担い手はだれか?〉

文化財保護法では、文化財の管理は原則と

して所有者が行うこととされている。ただし、特別な事情下では「管理責任者」を置くことができる。また、所有者が判明しない場合や、所有者や管理責任者による管理が困難であったり不適当と認められる場合に、文化庁長官は地方公共団体等を「管理団体」として指定することができる。

所有者による管理が困難なものとして、個人所有の民家が挙げられる。所有者の高齢化、世代交代における後継者難、離村による無人化等により、将来の維持・管理に不安定な要素が多く、管理団体の制度を活用したり公有化を行う必要性が、近年特に高まっている。

公有化を行った後も、地元市町村が所有者の心情と意向を尊重し、日常の管理を引き続き旧所有者に委託する場合もある。一方で、財政難や専門職員の不足、当該建造物の立地条件の悪さ等から、所有者あるいは管理団体である地方公共団体が十分な管理の措置を施せない事例も見受けられる。

居住者がいなくなり、日常の生活行為が失われた民家は、傷みが早く、管理の困難性も増す。こうした状況下では、地域社会の理解と協力が当該建造物の保護に不可欠である。〈管理・活用を支えるのは誰か?〉

民家のように、その建造物を支える社会環境が変化をする中で、必然的に地域社会の協力を求めなければならないものがある。重要

文化財飯高寺講堂(第三回参照)のように、檀家のない飯高寺を地域社会が支えてきたという構図が継承されているものもある。また、重要文化財八千代座(第五回参照)のように、公共性の高い機能を有する文化財建造物にあつては、地域が文化財を支え、文化財が地域を支えるという構図が見られよう。

いずれの事例も、現代の社会では、周辺地域やより広域における住民の理解と協力が、文化財建造物の管理や活用を大きく支えていることを示唆しているのである。

### 3 広い視野からのアプローチ

近年では、また、保存修理に必要な特殊資材(大径材、檜皮等)の安定供給、技能者の養成、新たな分野の文化財に対応できる技術者の育成等、文化財建造物に係る課題を、環境問題や循環型社会といった広い視点で捉え、その改善に貢献する事例が表われている。兵庫県のヘリテージマネージャー制度(第四回参照)もその一つと言えよう。

合掌造り民家で有名な岐阜県白川村では、茅の生産から廃棄までの循環を集落の生活に位置づけ直すことよって、歴史的環境の保全に繋がっている。具体的には、茅場の復活、白川郷合掌家屋保存組合による茅刈り講習会の実施、中学校での茅刈り指導と茅の文化の教育、茅葺きボランティアの募集等であり、

使用後の古茅についても、休耕田の肥沃化、カブト虫販売等に利用している。

こうした事例からも、社会との連携の大切さや、多分野にわたる協力者を確保する重要性を学ぶことができよう。

### 4 まとめ―連載を終えて―

保存修理の社会学。それは、日常の管理・活用を支えるのは誰かという問いかけから始まり、文化財を支える人々や文化財を取り巻く社会と文化財との関係を解明する考察に基づく。この事は、常に意識されることが望まれるが、文化財に凝縮されている情報を解き放ち、未来の保存のあり方に目を向ける「保存修理」の時にこそ、具体的かつ効果的に行い得るものと言えよう。

現在は、現場公開の他、インターネットやビデオ等を通じて保存修理の記録を公開する取り組みも見られる。これらの情報を通じて文化財建造物の保護に対する理解が促進され、身近な視点から文化財建造物の問題を捉える感覚が研ぎ澄まされと共に、広く他分野にわたって協力者が増えていくことを期待したい。こうした協力者が、保存修理の社会学を次の局面に発展させるものと思われる。

〈注〉「特集・文化財建造物の修理」(文化庁月報平成二二年六月号)を参照された。

(文責・建造物修理工学部門・下間久美子)

# 保存修理の社会学・2

## 第1回

### 社会との共生

#### 1 はじめに

「保存修理の社会学」(本誌平成一三年四月九日)に続き、今月から六回にわたり「保存修理の社会学・2」を連載する。第一回では連載の主旨に触れてみたい。

#### 2 世界遺産と先住民族

世界遺産委員会では、現在、世界遺産先住民族専門家会議(以下、WHIPCOE)の設立が議論されている。

オーストラリアのウルルルカタ・ジュタール国立公園や、ニュージーランドのトンガリロ国立公園のように、先住民族の伝統、慣習、信仰等と密接に関わる世界遺産については、その民族が伝統的な土地所有者・土地管理者であることを強く認識し、保護のための制度、政策、計画の策定や実施に、先住民族が参加できる環境を整える必要が指摘されている。

二〇〇〇年十一月二十四日、オーストラリア・ケアンズ市では、世界遺産先住民フォーラムが催され、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド等の先住民代表者、政府関係者等がこれに集った。WHIPCOEの設立は、同時期に開催された第二四回世界遺産委員会、先住民族を含むフォーラム代表者から、世界遺産委員会に勧告された主要事項の一つである。

#### 3 パートナリシップの構築

産業化や地域開発の中で、護るべき自然遺産や文化遺産を特定し、現状変更を監督・規制して、その保護を図る手法は、欧米諸国では一九世紀以降、日本では二〇世紀以降に大きく発展した。こうした物理的側面からの保護措置は、自然遺産や文化遺産を継承する上で有効かつ重要である。

一方で、このような法制度の開発の過程では、一つの大きな課題が認識されてきた。公的介入による規制的措置は、それに依存し過ぎてしまうと、遺産を今日に伝えてきた従来のシステムやメカニズムの健全な発展を妨げるということである。

それゆえ、二〇世紀後半には、民家、集落、都市などの文化遺産にせよ、森林、草原、山岳地帯などの自然遺産にせよ、その保護行政の限界が明らかになり、住民、企業、行政などの様々な主体のパートナリシップの構築へと社会の視点が移行し始めたと言えよう。

前述WHIPCOE設立の提案は、二一世紀の環境保全のあり方を示唆している。

#### 4 循環と共生

同時に、二〇世紀後半には、環境問題が、産業公害や地域開発による文化遺産、自然遺産の破壊など原因者を特定しやすいためから、

#### 6 おわりに

パートナリシップ、循環、共生等、時代のキーワードを見据える中で、文化財建造物の保護・活用は、これまでの良き伝統を維持しつつ、自己改革を図っていかねばならない。

「保存修理の社会学・2」では文化財建造物の保存修理に関わる幾つかの課題を、社会との共生という視点から考察していきたい。

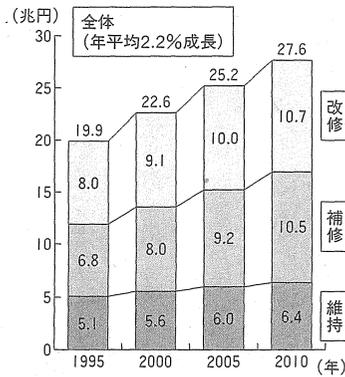
市民、企業、行政等が各々の役割を認識し、誰もがその能力・技術を保存活動に適正に発揮できる環境はどのように形成され得るだろうか(第二回)。そして、各主体間の連携を形成・強化する体制はどのように作り得るだろうか(第五回)。

また、資源の循環・自然との共生という中で、文化財に多用される木材や植物性屋根葺材(檜皮、茅等)は、現代の生活環境にどのように位置付け得るだろうか(第三・四回)。連載のまとめ(第六回)では、読者からの声も反映させていきたいと考えている。この連載のテーマに関し、自らの視点にたった、建設的なご意見をお寄せいただきたい。

(文責：建造物課修理企画部門・下間入美子)  
(注)「二世紀の建設市場の見通しと建設産業のあり方」(平成一三年六月、(社)日本建設業団体連合会)

〈寄稿者〉  
千一〇〇八九五九 文化庁建造物課修理企画部門宛  
\*氏名、所属、連絡先住所を記入ください。

新建設市場の将来予測



注)「新建設市場」とは建築物の機能の低下速度を抑制したり、機能を向上させることにより、建築物の物理的・社会的寿命を延ばす活動、およびその周辺活動により形成される市場をいう。

- ・維持・機能のレベルの低下速度を弱める行為。
- ・補修・陳腐化した機能を竣工時点のレベルまで回復させる行為。
- ・改修・竣工時点を上回るレベルにまで機能を高める、或いは新たに付加する行為。

上記には、実際の「施工・メンテナンス」行為のほか、概念上は新設と同様に「企画・設計」(維持計画作成、補修改修診断・設計など)も含まれるが、市場推計は「施工・メンテナンス」対象とした。

資料)建設省「新設計市場の将来予測」(平成一〇年六月)  
(出典:「平成一二年 国土建設の現状」建設省)

地球温暖化や廃棄物処理など、個人の日々の生活に起因するものとなってきた。

この場合、一人一人の環境倫理と生活改革の意識が問題解決の基礎となる。資源の循環や自然との共生は、地球規模の課題であり、これを実行するまちづくりや、地域間の連携の構築・強化が日本でも目指されている。

#### 5 ストック・メンテナンスの時代

産業のあり方も見直されつつある。例えば、平成一二年六月に、(社)日本建築学会など建築五団体が「地球環境・建築憲章」を制定した。この中では、持続可能な循環型社会の実現に向けて建築関係者が連携して取り組むべき五つの事柄、長寿命、自然共生、省エネルギー、省資源・循環、継承が謳われている。

経済の落ち込みによる新築投資余力の低下もあいまって、現在、日本の建設市場では、維持・補修が新たな市場として注目されている。二〇二〇年度には、建設市場全体の約四割を占めるとの予測もなされている。

平成一二年建設白書は、わが国の住宅・社会資本整備の今後を「ストック・メンテナンス」の世紀と位置づける。そして、増加する維持・修繕投資を充実させ、少子高齢化社会を支える良質な住宅・社会資本ストックを形成するには、大量生産・大量消費・大量廃棄から環境負荷の少ない循環型社会への移行が重要であることを指摘する。

適正で継続的な維持管理により、建造物を可能な限り長く使おうとする傾向が高まりつつある。これに伴い、歴史が重層する文化的社会の形成が期待されよう。また、文化財建造物の保存修理でも、一般の建設活動や社会生活とより多くの場面で連携が生じてこよう。

# 保存修理の社会学・2

## 第2回

# アメリカの歴史保存を支える背景

財団法人文化財建造物保存技術協会 金出ミチル

### 1 はじめに

アメリカは国の歴史が短いからだろうか、人々は古いものに愛着を持ち、建てられてから何十年もたった建物にごく普通の人が好んで住み、生活の場として利用している。建物は今も実用性を保っている。

歴史ある建物には、国・州・市町村によって指定されるものに加えて、一九六六年に始められた国の「歴史的な場所の台帳」\*1に登録されるものがある。この台帳へは、誰もが規定の条件を満たす建物の登録申請手続きをすることが出来る。

都市の骨格をなす公共建築も、多くは台帳に登録するための条件である五〇歳の年頃に達し、もはや第二次世界大戦後に建てられた建物も保存の対象となってきた。

このように古い建物が使い続けるために手を入れるものとして身近なところにある。

年代を経た建築が現役でいられるのは、建物に耐久性があることとあわせて、既存の建物を使い続けることが経済的にも有利だし、税制上の優遇制度も建物の修復再生に対して設けられているからでもある。

また、それだけ多くの保存の専門家や建築家たちが全国で修復に関わり、建物を次の世代に伝えるために活躍しているからだ。

### 2 修復に関わる専門家の資質

では、どのような資質を持った専門家たちが修復に関わっているのだろうか。厳格な資格自体はないが、「専門家資格基準」\*2が連邦政府によって発表されている。これはもともと行政の保存部局で保存の専門家を雇用するための基準としてつくられたものである。それを、保存修復の質を高めるために民間でも保存の実務に関わる者を選ぶ時に参照することを政府は勧めている。

対象となる職種が以前は建築・歴史・考古学の分野であったが、現行の基準は民俗学や工学、社会学や文化人類学等の分野も含む。資格基準にはそれぞれの経験や能力として必要とされることが、書き上げられており、基本的に歴史保存の教育を受けた専門家が求められている。

このことは、保存がもはや建築家だけではできなくなってきたことを示す。修復においては建物を物理的に残すだけでなく、その存在を多方面から分析したり意味付することも重要な作業になってきているからである。

### 3 保存教育

アメリカでは、大学院レベルでの歴史保存教育が盛んである。歴史保存には修復技術・保存理論・意匠・都市計画等の大きな区分が

あり、それぞれに他の専門分野がからんでくる。したがって、学問に取り組み始める学士教育ではなく、いったん大学を終え、数年間働いたのち大学院に戻ってくる学生たちを対象とした教育として扱われる。二〇〇一年九月時点では、一〇校で学士レベルの、四八校で大学院レベルの歴史保存の教育課程が実施されている。

前述のように、保存にかかわるための資格はないものの、結果としてこのような教育を受けた人たちが保存の世界では力を発揮している。というのも、アメリカの大学院教育は概して実践的であり、社会に出てすぐ使える教育がなされているからである。

ちなみにこの資格基準は、大学院の教育においては目指すものとしてとらえられておらず、資格基準によって求められる専門家の資

格は、大学院教育を受ければ、ある程度は身に付けることができる。

### 4 修復の社会的な支援体制

アメリカには、長年かけてつくりあげられた保存に関わる人を支援する体制がある。

連邦政府の保存部局には、修復の支援を目的とした部門があり、「内務省長官の修復再生の基準」\*3を示している。本来これは老朽化した住宅ストックの修復再生を目的としてつくられたものである。この基準及び付随するガイドライン集とあわせて、何を保存するべきかという指針がわかりやすく説明されている。具体的な修復の施工方法よりは、修復にあたって建物を目の前にしたときに必要なものごとの考え方が述べられており、歴史保存の様々な場面においても有効なので、広く採用されている。

同じ部局では他に、具体的な修復技法を建築材料、部位や建物の種類別にまとめたマニュアル冊子等も用意されている。これら専門的な内容の出版物は、インターネットで公開されているし、容易に政府の頒布所からも入手できる。修復用の建築材料も、専門誌に多く広告が掲載されており、商品カタログも豊富にある。

地方ごとに一般市民に対して修復支援をするための非営利組織があり、そこでは機関誌

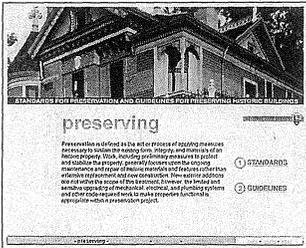
を発行したり、様々な技術レベルのワークショップを開いたりもする。修復相談のための窓口を設けているところもある。各団体によって広く歴史ある建物の大切さを広めるような努力が積極的になされていることもあわせて、専門家も市民も保存に関する情報が入手しやすくなっている。

### 5 おわりに

草の根運動として始まった保存活動は、各種団体によって時間をかけて地道に進められ行政機関の支援を得、仲間を増やしてきた。その結果、現在見られるような状況がつくりあげられた。彼らが、自ら求める情報を広く提供することによって、修復に関わる意志を持つ者に参入の機会が与えられることも、歴史をかたちあるものとして受け継ぎ易くしている。

歴史の積み重ねを垣間見ることが出来る豊かな生活環境を、このようにして自分たちの力で形成しようとするのが、アメリカの保存のかたちである。

- \*1 National Register of Historic Places
- \*2 Historic Preservation Qualification Standards
- \*3 Secretary of the Interior's Standards for Rehabilitation and Guidelines for Rehabilitating Historic Structures



国立公園局のホームページには、歴史的な建物の管理、修理、活用等に関する様々な出版物が公開されている (<http://www2.cr.nps.gov/tps/>)。

# 保存修理の社会学・2

## 第3回

# 森林と木の文化再生

近畿中国森林管理局計画部計画課長 川上利次

### 1 はじめに

日本は国土の六七%、面積約二五〇〇万haを森林が占めており、世界有数の森林率となっている。うち、七六五万haが国有林(林野庁所管)であり、私たち近畿中国森林管理局では、このうち三二一〇haを所管している。

本稿では、国有林の取組を中心に、森林の役割と人との係わりについて述べてみたい。

### 2 森林の果たす役割と課題

森林には水源のかん養、土砂災害の防止、木材の供給、環境の保全、風致景観の保全等多くの役割がある。

地形が急峻で雨が多く、河川延長が短い日本で、森林は、土砂災害の防止や水源のかん養に重要な働きをしており、裸地化状態を極力避ける、伐採する場合もその状態を短期化し、面的に小さくする等の取組が求められる。

また、森林は、気温等気象条件の緩和や遮音効果の発揮等、生活環境の保全に重要な働きをしている。地球温暖化の主要因の一つと言われるCO<sub>2</sub>に対しては、それを固定する働きを持っていると共に、伐採され木材として適正な管理下で利用されておれば、CO<sub>2</sub>の放出を長期にわたって抑えることができる。

このため、再生可能な森林資源の健全な育成に努めるとともに、木材の利用拡大、また

家屋建てなおしの際の木材の再利用を進める等の取組が一層重要になっている。

さらに、日本は、古来から木の文化が発展し、その象徴とも言える古建築は国際的にも評価が高く、七件の木造文化財建造物群が世界遺産に登録されている。このような文化財の保存には、森林の機能に配慮しつつ、大径材(直径の大きな木)や檜皮等の安定供給、文化財と一体的な景観を形成する後背森林の保全等に努めていく必要がある。

### 3 人と森との共生

このような森林の役割を見直し、一層重視していくため、国有林の管理経営については、平成一〇年一〇月、林野庁で関係する三つの法律を改正し、従来の木材生産重視から、国土の保全、水源のかん養、保健・文化機能などの公益的機能重視へと方針を転換した。

これに対応して、当局では、平成一二年度に「人と森との共生21」を策定し、次の三つの基本的考えに基づき、一〇項目の重点課題に取り組んでいる(資料)。

- ① 自然環境や生活環境の保全
- ② 国民参加の森づくり
- ③ 循環型・経済社会システムの構築及び地域振興への貢献

この中で、「木の文化再生21」は、近年日本の重要文化財等において檜皮不足が深刻化し

資料 人と森との共生21

|                 |   |
|-----------------|---|
| 美しい里山づくり21      | 針広混交林化、間伐の実施、住民参加による里山国有林の整備等を行い、多彩な機能を有する里山づくりに取り組む            |
| 清らかな水の確保21      | 水源かん養機能等をより高めるための森林整備に取り組みなど、安全でおいしく安定的な生活用水等清らかな水の確保に取り組む      |
| 水の文化再生21        | 伝統的な木造建造物を後世に守り伝えていくために、檜皮や大径木の供給、景観の保全を図ることにより、木の文化の継承・発展に取り組む |
| 活力ある森林づくり21     | 間伐の適切かつ確実な推進を図る   |
| 里の暮らしを守る21      | 居住地域近くの国有林において、地域住民の観点に立った国土保全、防災対策に取り組む                        |
| 森とのふれあい21       | 一般市民が森林づくりに参加できる場の提供など、保健・文化、教育的機能の高い森林づくりに取り組む                 |
| 自然豊かな森林生態系の保全21 | 貴重な自然を有する国有林において、自然維持機能の高い森林づくりに取り組む                            |
| 緑と森の人づくり21      | 保健・文化、教育的機能の高い森林づくりを行うため、森林づくりに取り組む人材の育成を図る                     |
| 森林ゼロエミッション21    | 森林を活用した循環型社会システムの構築に寄与する  |
| 森林情報空間21        | 「国民の森林」を実現するために必要な情報の発信、収集、分析に取り組む                              |

### ③ 木材を供給する森林の設定

木造文化財建造物と一体となった景観の保全、原皮師養成のためのフィールド、木造文化財等と森林のかかわりを学ぶ場としての活用等、総合的な拠点となる世界文化遺産貢献の森林の設定

これを受けて、当局では平成一三年三月に「世界文化遺産貢献の森林シンポジウム」を開催した他、関係する地区で説明会を開催し、本年八月二日、広島県宮島町の宮島国有林約二四〇〇ha、京都市内の国有林のうち高台寺山等約五〇〇haを世界文化遺産貢献の森林

に、今後の森林と木の文化の再生に向けた取組に関し、懇談会より提言を受けた。

この提言の中で、当局には、次の三つの取組が求められた。

- ① 檜皮採取のための森林の設定
- ② 木造文化財等修復用

### 5 おわりに

既に述べたように、日本は森林国であり、木の文化の国といわれている。

森林は、人間生活上重要な多くの働きを持っているが、この森林の大きな特徴は、化石燃料等と違い、環境負荷が少なく、再生や資源循環が可能などところにある。

これからも、このような森林を健全かつ継続的に維持することによって、人々の生活環境の保全に努めるとともに、日本の木の文化の継承に寄与していく考えである。

### 4 木の文化の再生に向けて

近畿中国森林管理局管内には、京都、奈良、広島をはじめとし、日本を代表する古建築が多数所在し、修復用資材の不足も深刻である。

当局では、その対応策について検討を重ねると共に、平成一二年には、「世界文化遺産貢献の森林設定等に関する有識者懇談会(座長・梅原猛氏)」を設置し、平成一二年一二月

# 保存修理の社会学・2

## 第4回

# 水辺の保全と茅葺屋根の再生

筑波大学芸術学系教授 安藤 邦廣

### 1 はじめに

―茅葺ネットワークシンポジウム―

二〇〇一年六月に宮城県北上町で全国茅葺民家保存活用ネットワーク協議会シンポジウム「すぐれた自然環境としてのヨシ原・茅場を考える」(以下、シンポジウム)が開かれた。これはヨシ原・茅場を屋根材料供給の面からだけでなく、自然環境保全という広くかつ多面的な視点で再考しようとするもので、茅葺きの技術者と研究者に水質浄化と野鳥保護の専門家を加えての報告と議論がなされた。開催地の北上町は、北上川の河口に位置し、その広大なヨシの湿原を茅葺き屋根材料として活用してきた。また、その豊富なヨシの材料供給を基盤に、茅葺き職人を組織して各地の茅葺根を葺く地場産業として育成しようとするユニークな取り組みが注目されて、今回のシンポジウム開催の運びとなった。

### 2 近年のヨシ原の衰退と原因

ヨシキリやヨシゴイといったヨシに由来する名をもつ野鳥に代表されるように、ヨシ原に生息する野鳥の豊富さは指摘するまでもないところだ。ところが近年茅葺き屋根やヨシズなどへのヨシ利用が激減していることに伴って、湿原のヨシ原の乾陸化が進行してヨシ原が衰退し、野鳥の生息環境も失われている。

シンポジウムにおけるこの報告は、自然環境と人間生活の結びつきの深さを改めて認識させるものであった。

一方で、ヨシの水質浄化に果たす役割を再評価する報告の中でも、ヨシ刈りを怠ると枯れたヨシがそのまま腐って、せっかくヨシに吸収されたリンや窒素が水中に戻ってきて汚染につながる事が述べられた。また、水質浄化のためには、ヨシを刈り取って腐らさずに永く使用すること、最終的に腐らさず場合は土壌に戻す必要があることが指摘された。腐ったヨシが根元に堆積すると、水が淀み、土壌に酸素が供給されにくい状況が生まれ、ヨシの再生も鈍る。最終的には堆積物によって湿原が乾陸化してヨシ原は衰退するという。

### 3 ヨシ原の保全再生に向けた取り組み

このようにヨシ刈りがヨシ原を維持してきたことが分かり、そのため野鳥の会では、荒れたヨシ原を再生するために会員がヨシ刈りを行うプロジェクトに取り組み、刈ったヨシでヨシズを編んだり、紙に漉いたりしてヨシに親しんでいる。

水質汚染の深刻な琵琶湖では、滋賀県がヨシ群落の保全に取り組み始めたことが報告された。琵琶湖岸に広がるヨシ群落は、湖囲らしい個性豊かな郷土の原風景であり、野鳥や

### 4 ヨシの活用と環境保全

このようないわば水辺の保全活動と茅葺屋根の再生を結びつけることができないであろうか、というもくろみもこのシンポジウムの狙いとするところであった。刈り取って燃やせば水質浄化に役立つが、二酸化炭素を排出して地球温暖化の点では問題を残す。ヨシを燃やさずできるだけ長く使うこと、そして最後は肥料として土に返すことがヨシの循環として環境保全にかなう方法といえる。これが実は日本の茅葺民家の仕組みそのものであり、今日風にいえばエコテクノロジーの優れたモデルである。北上川河口や琵琶湖にとどまらず、霞ヶ浦や利根川渡良瀬遊水池、岩木川河口、筑後川河口など日本には幾多の広大なヨシ原が荒れ果てた状況にあり、ここで報告されたヨシ原の先駆的な保全活動が各地に及ぶことは想像に難くない。

### 5 ヨシ原の保全と茅葺屋根の再生

これらの地域では、豊富なヨシを活用して地域固有の茅葺屋根を生み出してきた。また、土壁の小舞の材料やヨシズとしても欠かせない建築材料であった。

ヨシは茅葺材料の中でもっとも耐久力があり、それゆえ上質なものとしてきた。茅葺きが農家の屋根として一般的であった当時は、

限られた階層の民家屋根以外は葺くことができなかつた。しかし、茅葺民家が希少になつた今日では事情が変わる。

たとえば北上川河口のヨシ原で毎年約三〇〇棟の民家の屋根を葺くヨシが供給できる。ヨシ葺屋根の耐久力を三〇〜四〇年とすると、ここだけで約一〇〇〇棟の民家の屋根を維持できることになる。このようなヨシ原を日本に二〇〜三〇箇所保全できれば、二〜三万棟の茅葺民家を良質なヨシで葺くことが可能となる。

### 6 おわりに

重要文化財や伝統的建造物群保存地区の茅葺では、地域固有の材料と技術を保存する意義は否定できない。しかし、登録文化財や一般の民家の保全を探索立場では、情報と流通の両面で地域を広げ、現代の社会状況の中で新しい茅葺きの仕組みと形を模索する必要がある。

水辺の保全と茅葺民家の再生は、そのひとつの形ではないだろうか。

#### 〈参考文献〉

『すぐれた自然環境としてのヨシ原・茅場の保全活用調査』(日本ナショナルトラスト、二〇〇一年四月)

魚の生息場所である。そこで、湖岸の侵食を防ぎ、水質保全に役立つとしてヨシ群落保全条例を定め、毎年定期的にボランティアを募ってヨシを刈り取り、火入れを実施し、ヨシ原の保全再生に向けて積極的に行動している。



機械化されたヨシ刈り



北上川河口に広がるヨシ原

### 文化財の保存活用は市民の手で

工学院大学建築都市デザイン学科助教授 後藤 治

#### 文化財保護法は時代遅れ??

「民活」という言葉は、既に昔の流行語という感もある。けれども、現在でも行政が関わる様々な分野で「民活」の必要性は失われていない。文化財の保存と活用はなかでもその必要性が高い分野である。

ところが、文化財の保存と活用の推進を図るための法律である文化財保護法の枠組は、「民活」促進にはひどく無関心である。これには理由がある。文化財保護法が制定されたのは、第二次世界大戦後まもない昭和二年のことである。この頃、国の財政は乏しく、国民も自ら保護に取り組むゆとりは無かった。このため文化財保護法は、所有者等の権利者に規制を課し、国が強く関与することで、保存を図る形となったのである。

その後、経済が豊かになったことにもない、権利者への規制の代価として修理への資金援助を厚くしたり、公共機関が買い上げて公有化したりすることで、文化財保護は成果をあげてきた。このため、文化財保護法の骨格も変わることはなかった。

現在は、ゆとりや豊かさを感ずる生活が重視されるなかで、多くの人々が文化財と関わりをもてる環境の実現が求められている。平成一三年に出された報告「文化財の保存・活用の新たな展開」もその方向性を示している。

こうして文化財保護の精神が普及する一方で、国や地方の財政は年々逼迫してきている。もはや、規制、手厚い資金援助、公有化等の措置は、必要最小限とし、文化財の管理・運営を市民の手に解き放つべきなのである。

#### 文化財建造物とNPO

それではどのようにして「民活」を図ればよいのだろうか。

人々の学習や公開の機会を増やすのは、最も一般的な方法である。けれども文化財、とくに建造物の場合には、困難な問題がある。なぜなら移動困難な私有財産であることが多く、所有者の多大な負担となるからである。

建造物の場合には別の顔ももっている。所有者が自ら文化財の保存・活用を積極的に図れば、「民活」になるという側面である。けれども、この「民活」への行政支援は、私有財産取得や営利活動への支援と解釈されやすいので、積極的な措置には困難がともなう。

そこで期待されるのが民間非営利団体(NPO)の介入である。NPOが担う第三セクターとしての役割と文化財建造物の位置付けを見ると(図1)、両者の相関性がよくわかる。NPOに詳しい山岡義典氏(日本NPOセンター常務理事)は、文化財建造物の保存と活用に対してNPOが果たす主な役割として、次の五つ(括弧内は筆者補足)をあげている。

- ①技術者集団(設計監理、保存技術の保持等)
- ②運動体(広報・学習・教育活動等)
- ③所有者(所有者にかわる所有・維持管理等)
- ④利用者集団(施設の経営・イベント開催等)
- ⑤支援者(資金援助・情報提供等)

以上の①～⑤は、独立したのではなく、複数の役割を果たすNPOも存在する。また、こうしたNPOの活動目的は、文化財保護だけに限定されない。むしろ、まちづくり、社会教育等の様々な活動のなかで、文化財の保存と活用に関わることが想定される。

#### 市民による保存活用推進に向けて

果たしてそのようなNPOがあるのか、と思われる方がいるかもしれないが、既に多数実在している。各地の町並保存会などはその好例である。かくいう筆者も、文化財建造物に関わるNPO「街・建築・文化再生集団」(群馬県前橋市)の理事を勤めている。そこでは、保存・活用に対する提案、イベントや講習会の開催、学術調査、設計監理業務など、前記の①②④にあたる様々な活動を行っている。

欧米の先進諸国をみると、文化財建造物の保存と活用に関わるNPOの活動は、おおよそ次のようである。

まず、地域に様々な役割を果たす小規模なNPOが多数ある。そして、その活動を全国レベルの大規模なNPOが支援している。さらに、国が大規模なNPOを特殊法人又は認定法人のような形で法律上に位置付け、資金等を支援している。これに加えて、国や地方

が小規模なNPOの活動を支援するための資金援助等も様々な形で行っている。

我が国でも近年、欧米に類したNPO支援の仕組みが急速に整いつつある。このように枠組は整いつつあるのに、文化財こそNPOの活躍貢献が期待される最も有力な分野である、という認識は未だになされていないように思われる。そうした意識を高めるためには、所有者等の権利者や地方公共団体への措置が中心となっている現行の文化財保護手法の見直しが急務である。

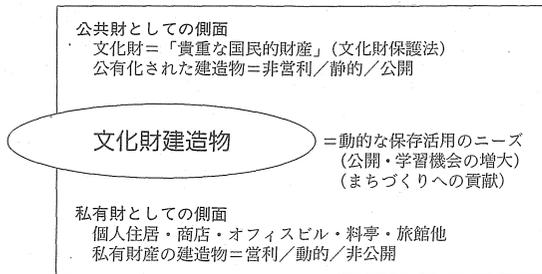
そのためにできることは、多数ある。例えば、文化財と企業メセナとの関係や芸術文化振興基金の運用を再検討することは、そのひとつである。また、NPOが前記の①～⑤の活動を行いやすくするための、寄附行為の運用、認定制度の創設、規制緩和等についても検討が望まれるところである。

#### おわりに

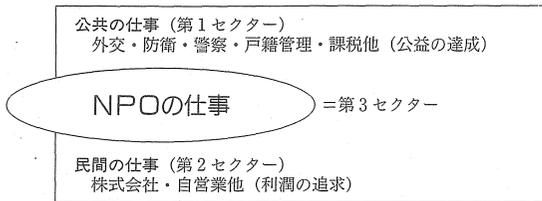
昨年末に文化芸術振興基本法が公布されたが、その基本的施策のひとつに文化財の保存及び活用は謳われている(第二三条)。これを機に、文化財保護施策をもう一度振り返ってみると同時に、NPO等による民間の自主的活動を促進し、文化芸術の振興に文化財が中心的役割を果たすような大きな政策転換を期待したい。

図1 文化財建造物とNPO

文化財建造物の図式



NPOの図式



(最終回)

## これからの社会を見据えて

## 1 はじめに

本誌平成一三年一〇月号より「保存修理の社会学・2」を連載し、文化財建造物の修理や活用に関わる幾つかの課題を、社会との共生という視点から考察してきた。その中で文化財を支えているのは誰か、行政が支援すべきものは何かという問いが常に含まれていてと思う。

例えば、保存修理という作業において「文化財を支える人々」と言えば、設計監理技術者や木工、左官、石工、瓦製作、屋根葺等、作業に直接関係する技能の保持者が先ず思い浮かぶのであるが、より視点を広げ、その技術・技能を支える社会の仕組みや、資材の供給を支える人々の副次的な関与にまで目を向けた時、文化財建造物の保護は、現代社会の中でより豊かな展開を図り得るのである(第三回、第四回)。

また、これまで重要文化財(建造物)に関しては、文化財保護法と関連の規則等により、主として国と所有者との間の取り決めを定め、保存や活用のための措置がとられてきた。地方公共団体も、主体的に関わると言うよりは、これを補完する立場であった。しかし、人々が心の豊かさを求め、市民社会の成熟が見られる現在では、所有者の身近で機動的な活動

を行い得る人材が多数存在するのである。今後の文化財保護行政においては、法律上の所有者、管理団体等ではなくとも、その保存と活用に積極的な役割を担う地域の人々、民間団体、産業界、地方公共団体等を支援することによって、より多彩な展開を図り、文化財を社会生活の中に深く位置づけることが必要なのだと言えよう(第二回、第五回)。

## 2 幅広い連携協力

平成一三年一月一六日、文化審議会文化財分科会企画調査会が審議報告「文化財の保存・活用の新たな展開―文化遺産を未来へ生かすために―」をとりまとめた。

報告では、今後の保存・活用の在り方を見直す視点の一つとして、国、地方公共団体、専門的機関、民間等の「幅広い連携協力」を提言している。そして、その連携協力において、国と地方公共団体が果たすべき役割に、次のことを含めている。

☆国は全国的視野に立つて文化財行政に関する基本的方針を定め、地方公共団体、民間を含め、国民全体に対してこれを提示するとともに、時代の要請等を踏まえ、絶えずこれを見直す必要があること。

☆地方公共団体は、これまで以上に自ら地域の文化財を見出し、主体的に保存・活用を

進める必要があること。

## 3 行政的な枠組を越えて

〈文化財の種類とそれに応じた取り扱い〉  
現在の文化財保護法は、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群に分けて定義する。我が国の文化財保護行政は、実質的にこの類型に則して体系だてられている。

同じ「民家」であっても、有形文化財(建造物)に指定されているものもあれば、有形民俗文化財あるいは史跡として指定されているものもあり、それぞれの価値判断に基づき扱い方が異なる。

例えば、有形文化財や歴史的建造物を残す史跡の場合、修理時に根拠が明確となり条件が整えば、復原が考慮される。その際、有形文化財は、各時代や類型を代表する意匠や技術、地方的特色等を伝えるものとして、建物に残る痕跡から過去の修理や改造・改修の履歴を解明し、その建造物の価値が最も高かったと考えられる姿に戻される。

一方で、史跡の一部として残る建造物は、その構成要素としての学術上の価値が問われ、地下遺構から判明した建築の歴史的な変遷過程と、現存する建物との整合性を重視して方針が定められることになる。

これに対して、有形民俗文化財の場合は、使い勝手に応じた工夫や改変それ自身が生活の痕跡として重要視されるため、原則として指定時以前の姿に復原されることはない。しかし、いずれの類型に属していても、地域の住民が抱く愛着や親しみ等、その民家に対する心情が変わりはないのである。

〈文化財のヒエラルキー〉

また、有形文化財(建造物)に関して見れば、文化財保護法上は重要文化財と登録有形文化財とに区分され、その他に都道府県や市町村の文化財保護条例に基づく指定や登録文化財が存在する。加えて近年では、各自治体が独自に制定する景観条例等によって指定された建造物等もかなりの数にのぼる。

このようなヒエラルキーや枠組の下で、近年では国の登録有形文化財であることを根拠に、その修理経費を独自に補助する市町村も現われているが、基本的にはそれぞれの法制度に基づき別個に保存や活用のための措置がとられている。

〈法制度上の枠組を越えて〉

しかし、制度上の文化財の定義や価値基準は、行政組織がその権限の範囲で保護と活用の措置をとるための具体的根拠を記すものであり、それが当該文化財の価値を十全に、また、固定的に表しているとは言いつれない。

一人一人が住みたいと思う環境を豊かに想い描き、文化財との関わりを見直す中で、指定文化財としての価値、地域における景観上の重要性、地域住民の情緒、愛着、親しみ等を共に含みこんでいく総合的な考え方が地域社会から生まれてくる。

我が国の文化財保護行政が、次に目指すべき社会とは、こんな社会なのではないだろうか。そして、その実現のための新しい枠組みは、どうあるべきだろうか。上記の審議報告を読みながら思いを馳せるのである。

## 4 おわりに

「保存修理の社会学」(本誌平成一三年四月九月号)から数えれば合計で二二回にわたるこの連載は、特に重要文化財(建造物)に焦点をあて、その中でも保存修理という特定の作業に絞って企画されたものである。しかし、考察の過程や結果に示された課題の多くは、他の分野の文化財とも共有できるものと思われる。

これからの社会を見据え、一人一人が自由な発想で文化財と社会との関係について考察を続け、それが実現に向かうことを願って最終回を閉じたい。

(文責: 建造物課修理企画部門 下間久美子)

# 保存修理と社会の関係をどう再構築するか

平成13年度連載「保存修理の社会学」2「保存修理の社会学・2」を読んで――

千葉大学名誉教授 大河直躬

## 1 保存修理と社会の「共生」

「保存修理の社会学」(平成13年4月号～9月号)は、修理現場の一般公開や、まちづくりへの活用のような、文化財建造物の修理と社会の具体的接点を取り上げた。「保存修理の社会学・2」(平成13年10月号～14年3月号、以下「連載2」)は、今後の課題をより広い視野で論じている。

保存修理と社会の関係を、改めて検討する理由は、キーワードに使われた「共生」に象徴されているようである。

共生(symbiosis)は、元々は生物学で、同一地域に共存する二種類の生物の種の間で、両方または片方が利益を受けて、どちらも害を受けない関係を指して使われた用語である。最近では自然や環境との共生を始め、文化、社会のいろんな領域で、両方が利益を受ける関係を指して使われるようになった。

保存修理と社会の共生でも、両者がともに利益を受けるような関係の創出や強化が目標

である。資源循環や、生物・自然景観との共生のような環境的側面や、住民・企業・行政などの保存に関係する主体が、いかに相互の連携を強化するかというような課題が、連載2で取り上げられている。

## 2 いま「共生」を強調することの意味

文化財保存は、個人的な古物愛玩とは異なる社会的な活動であるから、社会により多く貢献し、各種の社会グループと密接な接触を持つことに異議があるはずはない。保存修理の個々の課題は、社会とともに変化しゆくから、常にそれに対応せねばならないのも当然のことである。

しかしいま問われているのは、そのような個々の課題への対応だけではない。「共生」のキーワードのもとに、それらを全体として問い直すことの意味を考えなければならぬ。

そのことの重要性は、ほぼ一〇〇年以前の時期の、保存修理と社会の関係についての考

文化財建造物の物理的側面を重視し、保存修理を客観的・科学的分野として独立させようとしたのに似た、自律性(オートノミー)への志向は、二〇世紀前期の多くの文化の分野で見られた。そこでは当然ながら、社会との密接な連関は無視された。

それと対照的に唯物史観は社会との関係を重視したが、それは文化を社会の経済構造の上に築かれた上部構造と捉えるもので、共生とは全く異なる考え方である。

このような文化財と社会の乖離あるいは非共生は、第二次大戦後も長く続いたと私は思う。高度成長期に「保存と開発の調和」という標語がしばしば唱えられたが、これは保存と開発の密接な連携をはかるよりも、相互の衝突を避ける意味合いが強かった。

「共生」に思い至るまでに、以上のように保存修理と社会の関係の考え方は大きく変化した。私たちは、二〇世紀の種々の経験を通してそれを学んだとも言える。

## 3 「外なる社会」から「内なる社会」へ

連載2が取り上げている課題の第一グループは、修理に使う材料と環境の関係である。茅葺き屋根に使うヨシの刈り取りが、ヨシ原の維持、ひいては水質浄化や野鳥保護に貢

献すること。林野庁による森林の役割の見直

しのなかで、伝統的建造物に使う大径木や檜皮の供給が、「木の文化再生」の一環として取り組まれていることが紹介されている。

伝統的材料と密接な関係にある技能も、最近では普通の大工や左官の技術ですら、建設業界で維持してゆくのが困難になっている。

一方、各地で増えつつある職人大学校が、実際の文化財修理を実習の場にした(金沢市)、文化財修理に関係する建築家・職人等が組織したNPOが調査・設計を行う例も現れている(長野県)。このような新しい社会的連携の促進が必要であろう。

二番目のグループは、保存修理の管理・運営組織の問題、見方を変えたと支援体制の問題でもある。文化財建造物をながく維持してゆくには、国や県による管理・運営だけでは不十分で、市町村のような地域行政、住民、所有者、企業などの参加と連携が必要なこと

が、次第に理解されるようになった。特に保存の対象が、町並みや近代建築や産業遺産に広がってゆくと、それらの管理と活用は国や県だけの手に負えなくなった。

連載2では、それらに不足する点を補うための保存教育、技術情報の提供や、NPOの支援体制の必要が強調されている。課題の三番目として、私は歴史的建造物と

え方を想起すると、はつきりすると思う。

一九世紀末から二〇世紀初期にかけて、西欧諸国では次々に文化財保存のための法律が制定され、近代的保存体制が確立した。

しかしそれだけでなく、この時期に保存修理の原則が、一九世紀のそれとはつきり決別したことも重要である。簡単にいうと、それまでの保存修理に含まれていた芸術的要素の排除、科学的な客観的根拠に基づく保存修理原則の確立である。

例えば、二〇世紀初頭のドイツのハイデルベルク城館の復元修理をめぐる大論争で、建築史家ゲオルグ・デヒヨ等は、歴史的建造物の修理では、建築家は創作者であることを止めて、研究者であるべきだと強く主張した。

ほぼこの時期以降、創作活動で著名な建築家が保存修理で活躍することは、西欧では稀になった。日本でも、当時の代表的建築家岡田信一郎が関東大震災後のニコライ堂修復(一九二九年竣工)を担当したが、そのような修復の最後であった。

周辺環境との連携の強化を挙げたいと思う。

日本の宗教建造物のほとんどは、周囲を歴史を経た樹木や森林で囲まれている。伝統的町並みの多くもそうである。それらの建造物の価値は周囲の環境に多くを負っている。室生寺五重塔のように、時には倒れた樹木で被害を受ける場合もあるが。

また最近では、第二次大戦後に整備された民家園や史跡公園等が、都市周辺の緑地の減少に伴い、貴重な里山や、野鳥の絶好な営巣地の役割を果たしている例も多い。災害のときの適切な避難地になりうるものもある。

このような文化財に新しく生じた社会的役割を拒否する専門家がいますが、明らかな思い誤りである。保存修理に使われている木造建築技術が、文化財の枠を越えて日本建築に貢献しているのと同様に、そのような新しい役目もこれからの文化財保存の課題である。

社会を文化財保存の外にあるものとし、その干渉を避けることに主に努力した時代は、とつくに終わった。むしろ、保存修理に芽生えている、NPO・種々の関係主体の連携、保存教育、環境との密接な関係などの課題のなかに、新しい社会形成の手掛かりがあるのではないかとさえ、私は思う。

連載が言う「歴史が重層する文化的社会の形成」は、それを指すのではなからうか。